

厚岸町規則第2号

厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月26日

厚岸町長 三浦克宏

厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の給与の支給に関する規則（平成22年厚岸町規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「21,000円」を「22,500円」に、「4,400円」を「4,700円」に、「10,500円」を「11,250円」に、「2,200円」を「2,350円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。